

社団法人日本自動車整備振興会連合会定款

| | | |
|------|-------|---------|
| | 昭和42年 | 7月15日 |
| 一部改正 | 昭和43年 | 7月20日認可 |
| 〃 | 昭和46年 | 5月19日認可 |
| 〃 | 昭和46年 | 7月31日認可 |
| 〃 | 昭和49年 | 2月15日認可 |
| 〃 | 昭和51年 | 11月5日認可 |
| 〃 | 昭和53年 | 7月10日認可 |
| 〃 | 昭和58年 | 7月1日認可 |
| 〃 | 平成2年 | 7月9日認可 |
| 〃 | 平成4年 | 2月26日認可 |
| 〃 | 平成10年 | 4月6日認可 |
| 〃 | 平成13年 | 8月10日認可 |
| 〃 | 平成16年 | 3月10日認可 |

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、社団法人日本自動車整備振興会連合会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都港区に置く。

(目 的)

第3条 本会は、自動車の整備に関する設備の改善及び技術の向上を促進し、並びに自動車の整備事業の業務の適正な運営を確保するとともに自動車の整備事業の健全な発達に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会としての意見を公表し、又は適当な行政庁に申し出ること。
- (2) 必要な調査研究を行い、統計を作成し、資料を収集し、もしくはこれらを公刊し、又は情報を提供し、もしくは斡旋すること。
- (3) 行政庁の発する法令通達等の普及徹底及び施行のためにする措置に対する協力に関すること。
- (4) 必要な講演会、講習会等を開くこと。
- (5) 自動車の整備又は整備事業に関し、自動車の使用者等の苦情を処理し、又はその相談に応ずること。
- (6) 自動車の整備に関する技術の向上及び自動車の整備事業の業務の運営の改

善に関し、自動車分解整備事業者等の相談に応じ、又はこれらの者を指導すること。

- (7) 自動車の整備に関する技術の向上及び事業運営の改善に関する教材の作成を行うこと。
- (8) 自動車整備技能登録試験の実施に関すること。
- (9) 自動車整備用設備及び機器類の改善、開発に関すること。
- (10) 自動車整備業の立場から交通安全、公害防止等に関すること。
- (11) 自動車整備業の事業の近代化に関すること。
- (12) 会員及び関係機関との連絡協調の強化に関すること。
- (13) 自動車の整備についての普及、啓蒙、広報に関すること。
- (14) 海外整備関係団体との連絡協調及び情報、資料の収集、交換に関すること。
- (15) 会員の福利厚生に関すること。
- (16) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会 員

(会員の種別等)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県自動車整備振興会
 - (2) 本会の趣旨に賛同する自動車に関係のある事業を営むもの及びこれらが組織する団体であって理事会の承認を得たもの。
- 2 第1号の会員を正会員とし、第2号の会員を特別会員とする。

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を本会に提出しなければならない。

(入会金及び会費の納入等)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納めなければならない。

- 2 会の運営上特に必要と認めるときは、総会の議決を得て会員から臨時会費を徴収することができる。
- 3 既納の入会金及び会費は、返還しないものとする。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の1に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本会が解散したとき。

(退 会)

第9条 会員が、脱会しようとするときは、脱会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が、次の各号の1に該当するときは、総会において会員総数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき。
- (2) 定款又は総会の議決を無視する行為があったとき。
- (3) 著しく会費を滞納したとき。

(権利の喪失)

第11条 退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納付した入会金、会費その他の資産に対して、何等の請求をすることができない。

第3章 役 員 等

(役 員)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 5名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 常務理事 1名
- (5) 理 事 29名以上34名以内（会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む。）
- (6) 監 事 2名又は3名

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を行う。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、本会の会務を掌理し、会長及び副会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。

- 4 常務理事は専務理事を補佐し、会務を処理する。
- 5 理事は、理事会を組織して会務を執行する。
- 6 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が、次の各号の1に該当するときは、総会において会員総数の3分の2以上の議決に基づき、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第17条 役員は、すべて無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 常勤の役員報酬は、理事会の議決を得て、会長が定める。

(顧問・相談役)

第18条 本会に、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て、学識経験者のうちから会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べるることができる。

第4章 会 議

(種別)

第19条 会議は、総会及び理事会とする。

- 2 会議は、会長が招集し議長となる。

(総会)

第20条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年1月(予算総会)及び5月(決算総会)に招集する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき招集する。

4 会長は、総会員の5分の1以上から又は監事から会議の目的である事項を示して臨時総会の請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に招集しなければならない。

(総会の招集)

第21条 総会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の10日前までに会員に通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他重要事項

(総会の定足数等)

第23条 会員は、それぞれ1個の表決権を有する。

2 総会は、総会員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

3 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面議決)

第24条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席会員に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席会員2名以上がこれに署名押印するものとする。

- (1) 会議の目的である事項、日時及び場所
- (2) 会員数及び出席者数
- (3) 議事の経過の概要及びその結果

3 前項の議事録は、事務所に備え付けて置かなければならない。

(理事会)

第26条 理事会は、理事をもって構成し、会長が必要と認めるとき招集する。

(理事会の議決事項)

第27条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会務の執行に関する事項
- (2) 総会に提出する議案
- (3) 総会によって委任された事項
- (4) 総会を開くいとまがない場合における緊急事項
- (5) その他主要事項

2 前項第4号の議決事項は、次の総会において承認を得なければならない。

(規定の準用)

第28条 第23条から第25条までの規定は、理事会に準用する。

第5章 委員会

(諮問機関としての委員会)

第29条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を得て、諮問機関としての委員会を置くことができる。

2 前項の委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(登録試験実施機関としての委員会)

第30条 会長は、第4条第8号の自動車整備技能登録試験を実施するため、必要な委員会を置くことができる。

2 前項の委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第6章 事務局

(事務局)

第31条 本会に、事務局を置く。

2 事務局に関する規定は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

3 事務局には、次の書類を備え付けて置き、閲覧の請求があったときは、第1号から第5号及び第36条第1項第1号から3号に掲げる書類を、原則としてこれを閲覧に供する。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 事業計画書
- (5) 収支予算書
- (6) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (7) 理事及び監事の履歴書
- (8) 職員名簿及び履歴書
- (9) その他必要書類

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(資産の構成)

第33条 本会の資産は、会費、入会金及びその他の収入から成る。

(資産の管理)

第34条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(経費の支弁等)

第35条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

- 2 毎事業年度の決算において剰余金を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。
- 3 本会が長期借入（返済期限が1年以上の借入）を行う場合には、収支予算書に明記し、理事会及び総会の承認を得るとともに、国土交通大臣に届出るものとする。

(会計書類等)

第36条 会長は、毎事業年度終了とともに、次の書類を作成し、通常総会開催の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書等に関する決算書類
- (3) 財産目録

- 2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、前項の書類及び報告書について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けて置かなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、国土交通大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第38条 本会は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を得なければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、国土交通大臣の認可を受けて、本会の類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第9章 雑 則

(細 則)

第40条 この定款に定めるもののほか、本会の事業の運営上、必要な細則は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

1. 社団法人日本自動車整備振興会ならびに社団法人全国小型自動車整備振興会連合会の解散に伴う会員及び一切の残余財産は、本会が承継する。
2. 本会設立当初の総会は、設立総会をもってこれに代えるものとする。
3. 本会設立当初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、設立の日に始まり、昭和43年3月31日に終わるものとする。
4. 本会設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、設立総会において選任されたものとする。
5. 本会設立当初の役員の任期は、第15条の規定にかかわらず、設立年度の決算を議決する総会までとする。

附 則 (昭和43年5月23日、第3回通常総会議決)

この定款の一部改正(第4条第14号)は、昭和43年7月20日より実施する。

附 則 (昭和46年1月27日、第10回通常総会議決)

この定款の一部改正(第4条第8号及び第30条)は、昭和46年5月19日より実施する。

附 則 (昭和46年5月26日、第11回通常総会議決)

この定款の一部改正(第4条第12号)は、昭和46年7月31日より実施する。

附 則 (昭和49年1月17日、第17回通常総会議決)

この定款の一部改正(第7条及び第12条)は、昭和49年2月15日より実施する。

附 則 (昭和51年10月6日、第24回臨時総会議決)

この定款の一部改正(第18条)は、昭和51年11月5日より実施する。

附 則 (昭和53年5月25日、第28回通常総会議決)

この定款の一部改正(第12条、第13条及び第14条)は、昭和53年7月10日より実施する。

附 則 （昭和５８年５月２５日、第４０回通常総会議決）

この定款の一部改正（第３条及び第４条）は、昭和５８年７月１日より実施する。

附 則 （平成２年５月２４日、第５６回通常総会議決）

この定款の一部改正（第１２条）は、平成２年７月９日より実施する。

附 則 （平成４年１月２９日、第５９回通常総会議決）

この定款の一部改正（第１２条及び第１３条）は、平成４年４月１日から実施する。

附 則 （平成１０年１月２９日、第７３回通常総会議決）

この定款の一部改正（第１３条）は、平成１０年４月６日から実施する。

附 則 （平成１３年５月２５日、第８０回通常総会議決）

この定款の一部改正（第４条、第５条、第７条、第８条、第１０条、第１２条、第１３条、第１４条、第１５条、第１６条、第１７条、第１８条、第２０条、第第３１条、第３５条、第３６条、第３７条、第３８条、第３９条）は、平成１３年８月１０日から実施する。

附 則 （平成１６年１月２８日、第８５回通常総会議決）

この定款の一部改正（第４条、第３０条）は、平成１６年３月１０日から実施する。